飛散防止フィルム貼付事業申請書

年 月 日

(宛先) 津島市長

飛散防止フィルムの貼り付けを申請します。

なお、この事業を利用することにより、私に関する情報を事業受託業者へ提供する ことに同意します。

ふ りがな 申請者氏名	
住 所	〒 一
電話番号	
携带番号	

沙安丰埕	(>) 	ヘモゼリキャー モさ	、各項目の□にし	上 ナーナン西方)、	1 ナー /
/ + 日 	し、 和供養的し	ハアドロチレだん	令担日(/) □ □ □	ノロ かわなし	1 4 d 1

- □事業の利用は1世帯につき1回とさせていただきます。ただし、1家屋に2世帯以上が同居している場合は、1家屋につき1回までとさせていただきます。
- □賃貸マンションや借家等にお住まいの方が申請される場合は、必ず大家等の家屋所 有者や管理者等からの了承を得てから申請してください。
- □申請後、事業者から申請者に打合せのお電話をさせていただきます。
- □作業当日は、申請者は必ず立会い作業完了を確認してください。
- 口飛散防止フィルムは1件あたり2枚分(1枚あたり120cm×200cm)までです。
- □事業者の作業時間は原則3時間以内とさせていただきます。
- □飛散防止フィルムの貼り付けは、2枚分までであれば3ヵ所以上の貼り付けを希望することも可能です。ただし、3ヵ所以上をご希望する場合、ご要望内容によっては時間内での施工ができない場合もございますので、その際は事業者からお断りさせていただきます。そのため、すべてのご希望に添えない可能性もございますので予めご了承ください。
- □特殊な窓ガラス等の施工の可否に関しては、直接事業者にご確認ください。
- □飛散防止フィルム貼付後の転居に伴う現状回復及び貼り付け位置の変更または撤去 は行ないません。
- □当事業はガラスの飛散防止を完全に保証するものではありません。万が一、ガラス の飛散による被害が発生しても、市および事業者は被害に係る責任を負いかねます のでご了承ください。

問合せ先 津島市役所 危機管理課 危機防災G

電話 55-9594 FAX24-1791